

改正CW法における原材料情報の収集及び合法性の確認について

本年4月から施行される改正クリーンウッド法では、第1種木材関連事業者に対して原材料情報（樹種、伐採地域及び証明書）の収集及び合法性の確認が義務として規定されています。あわせて、素材生産販売事業者に対して、第1種木材関連事業者からの求めに応じて、原材料情報を提供する応諾義務が規定されています。

改正法の円滑な施行のためには、事業者の皆様がこれらの義務（いわゆる直罰ではないものの罰則も措置されております）を適切に履行することが重要であります。

つきましては、素材生産業者や森林組合などが認証材を出荷する際、下記事項を徹底していただくよう改めてお願いいたします。

記

1 認証材の出荷証明について

「愛知県産材認証機構認証制度実施要領」第7条に基づき、認定事業者が素材生産を行い認証材として出荷する場合は、別表3に定める様式に交付を受けた合法性が確認できる書類（確認通知書等）について記載し出荷するものとする。[別紙参照]

2 原木市場等による「代行証明」について

伐採業を営んでいない等「あいち認証材」供給事業者の認定を取得していない出荷者については、原木市場等が行う「代行証明」において合法性が確認できる書類（確認通知書等）について記載し、出荷するものとする。

参考

「愛知県産材認証機構認証制度実施要領」抜粋

第7条 認定事業者が素材生産を行い、認証材として出荷する場合は、別表2に定める台帳を整備し、保管しなければならない。

但し、事業者固有の台帳等、他の方法で「あいち認証材」の適切な管理が可能である場合は、この限りではない。

なお、証明する木材については、別表3に定める様式に、交付を受けた合法性が確認できる書類（確認通知書等）について記載し、出荷するものとする。

2 認定事業者が、認証材を入荷して、認証材として出荷する場合は、別表2に定める台帳を整備し、保管しなければならない。

但し、事業者固有の台帳等、他の方法で「あいち認証材」の適切な管理が可能である場合はこの限りではない。

なお、証明する木材については、別表3に定める様式により出荷するものとする。

[別表 3]

伝票等に記載する事項

この木材は、〈あいち認証材〉です。

愛知県産材認証機構認定事業者登録番号 No. 〇〇〇

合法性確認方法： 〇〇〇〇書の確認による

【合法性確認ができる書類例】

- ・ 森林経営計画認定書及び森林経営計画書（森林法施行規則第 34 条、森林経営計画制度運営要領）
- ・ 森林経営計画に係る伐採等の届出書(森林法第 15 条)
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出書(森林法第 10 条の 8)
- ・ 林地開発許可証（森林法第 10 条の 2）
- ・ 保安林内立木伐採許可決定通知書（森林法施行令第 4 条の 2）
- ・ 適合通知書（愛知県保安林及び保安施設地区内における立木伐採及び作業許可等事務処理要領第 26 の 2、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について(49 林野計第 479 号林野庁長官通知))
- ・ 確認通知書(伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について(49 林野計第 479 号林野庁長官通知))
- ・ 支障木伐採に係る契約書 等